

2. 頻出基本編

第 16 問 中小企業関連税制②

● 択一問題編

青色申告書を提出する個人事業者または資本金 1 億円以下の中小企業等が、税制の特別措置を受けられる中小企業投資促進税制に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 取得価額 170 万円の機械は、特別償却が認められる。
- イ 取得価額 130 万円の検査工具は、特別償却が認められる。
- ウ 取得価額 150 万円の電子計算機は、特別償却が認められる。
- エ 取得価額 100 万円の一定のソフトウェアは、特別償却が認められる。

解 答

ウ

解 説

中小企業者等が新規資産を取得し、指定事業の用に供した場合には特別償却又は税額控除を行うことができる。

対象設備は、①機械・装置（1 設備 160 万円以上） ②測定工具及び検査工具（1 台 30 万円以上かつ複数台合計 120 万円以上） ③一定のソフトウェア（複数基合計 70 万円以上） ④普通貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上）等である。なお、平成 29 年度税制改正において、器具及び備品(一定の電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器)は対象外になっている。

よって、電子計算機は、中小企業投資促進税制の対象外のため、正解はウとなる。